

ごみを出す時のお願い

① 正しく分別しましょう

- ・ごみは分別の区分によって処理方法が異なります。ごみを分別することは、処理場での作業安全性の向上、ごみ処理経費の節減につながります。
- ・資源ごみをリサイクルすることは、良好な環境を維持していく上で大変重要です。
- ・素材を見分ける「識別マーク」を目印にしてください。

【識別マーク】



プラスチック製
容器包装



飲食用
アルミ缶



飲食用
スチール缶



PET
ペットボトル



紙製容器包装

② 決められたごみ収集場所へ出しましょう

- ・ごみ収集場所の管理は、地域のみなさんで行っていただいています。
- ・各町内で決められた場所に、ルールを守ってごみを出しましょう。
- ・ごみ収集場所が分からない場合は、ご近所の方などに確認してください。

③ 午前8時までに出しましょう

- ・ごみを前夜から出すと、ごみ収集場所の周辺に住んでいる方の迷惑（臭いなど）になったり、冬期間は雪に埋もれて収集に支障をきたす場合もあります。
- ・**収集後に出された場合は、そのごみを収集することは出来ません。**



- ・分別が間違っている等の理由で収集できない場合は、**赤い「注意シール」**が貼られます。
- ・収集されなかったごみは出した人が持ち帰りましょう。

※2種類以上のごみを収集する日は、ごみ収集場所内でできる限り区分して置いてください。

地域の美化活動を応援しています

町内会などで落ち葉やあき缶などの美化活動を実施する際に、ごみを入れる袋（ボランティア袋）を町内会等に支給しています。

●使用できるもの

- ・地域の環境美化活動（ごみ拾い）
- ・ごみ収集場所に置いていかれた違反ごみ（誰が出したか不明）など

●使用できないもの

- ・町内のお祭りやイベント、集会所などのごみ出しには使用できません。



不法投棄は**犯罪**です



不法投棄をした場合、法律（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）により違反者には次の罰則が適用されます。

- ①：5年以下の懲役
- ②：1千万円以下の罰金
- ③：①と②の両方

※発見した場合は、小千谷警察署または環境共生課（☎83-3566）へ通報してください。

野焼きは**禁止**されています



ごみの屋外焼却（野焼き）は、法律で一部の例外を除き禁止されています。

●例外の一部

- ・風俗習慣上又は宗教上の行事を行うために必要な焼却（賽の神、塔婆の供養焼却など）
 - ・焚き火などの軽微なもの（落ち葉焚き、キャンプファイヤーなど）
- ※近隣に迷惑がかかるような場合は止めてください。

事業系のごみについて

農業、会社、店舗、工場等の事業活動から出る産業廃棄物以外の「事業系ごみ」は、事業者が責任を持って以下の方法などで処理してください。

※事業所のごみは、町内のごみ収集場所に出さないでください。収集しません。

●処理方法（次のいずれか）

- ・市の許可業者（P24参照）へ収集を依頼する（料金は各業者に確認してください）。
 - ・各処理場へ直接搬入する。
- ※不明な点は各処理場または許可業者に確認してください。

●処理場での手数料について

| 区分 | 手数料 |
|---------------------------------|---|
| 燃やすごみ 埋立ごみ 資源ごみ 可燃粗大ごみ | ・100kg以下／500円 ・100kgを超える場合、100kg増すごとに500円を加算（端数切上） |
| 不燃粗大ごみ | ・100kg以下／2,000円 ・100kgを超える場合、100kg増すごとに2,000円を加算（端数切上） |

※新聞紙、雑誌・チラシ類、ダンボールなどもできるだけ古紙業者へ回収を依頼してください。